

## 第 1 4 章

### 副詞節「として」

#### 14.1 はじめに

国語辞書や専門書では「として」は助詞あるいは複合辞と見なされるのが普通である。本章ではこれを認めながらも、結合節文法に基づいて、「として」のもろもろの用法の一つに、形式副詞の機能を果たすことが挙げられることを指摘したい。

#### 14.2 「として」に関する記述

まず、手元にある次の辞書の一覧を示す。なお、編者名は省略した。

- ①尚学図書『言葉』(1986)
- ②岩波書店『広辞苑』(第4版・1991)
- ③三省堂『大辞林』(1988)
- ④角川書店『基礎日本語辞典』(1989)

ところで、上述した辞書にある「として」の記述は次の通りである。

『言葉』——〔連語〕（格助詞「と」または断定の助動詞「たり」の連用語「と」に、サ変動詞「す」の連用形「し」、接続助詞「て」の付いたもの）

『広辞苑』——〔助詞〕

『大辞林』——〔連語〕（格助詞「と」または助動詞「たり」の連用形「と」に、サ変動詞「す」の連用形「し」、接続助詞「て」の付いたもの。一語の助詞のように用いられる。

『基礎日本語辞典』——語源的には名詞また文を受ける「と」にサ変動詞「する」プラス「て」が付いたもの。「それはそれとして、話を先に進めよう」「その状態のままにしておいて」「仮にそうだとしなくても」「そうであるとしても」といった動詞的意味をとどめた使い方もあるが、多くは動詞の意味が失われて全体が一つの助詞と化される。

これらの記述で明らかのように「として」はどの辞書でも、助詞或いは助詞に似た連語もしくは複合辞と考えられている。注意すべきは『基礎日本語辞典』のような語源的に名詞ばかりでなく文を受けるという記述である。これはかなり示唆に富んだものである。つまり、文を受ける「として」の用例は辞書に出ていないものの、別の所で生起しうるのである。

#### 14.3 形式副詞としての「として」

結合節文法では文の核心は述語であり、述語の実現において〈名詞組〉（注1）が持たれると考えられている。文は単文と複文に分けられている。単文は述語が一つだけの文をさすのに対し、複文は述語が二つまたは二つ以上の文を示す。複文はさらにピリオドなしの従節（補文）とピリオド付きの主節（主文）に下位分類される。文は次のように定式化されよう。（注2）

S → Top + {C}

→ Top + {NDV}

→ Top + (NDV) (DRV) …… NDV

ここでは、記号Sは文、Topは主題語、[]は集合、Cは節、Dは副詞、Nは名詞、Rは<名詞組>、Vは述語(名詞・名動詞・形容詞・動詞述語)をそれぞれ示す。

この式から分かるように<名詞組>と<副詞>は両者とも補文に前接しうるのである。補文が付いている<副詞>は特に<形式副詞>と名付けた。つまり<形式副詞>は文中において自立しておらず、決まって補文を伴う副詞。つまり副詞節の役割を果たすものである。もっとも、<形式副詞>という用語は筆者の創出ではなく、もっぱら奥津(1986)によるものである。このように従来の接続助詞に、さらに「だけ」「ばかり」などの副助詞に「とたんに」「あいだ」「あげく」などの形式名詞の一部も、この<形式副詞>には含まれている。換言すれば、上述の定義に当てはまるものはいずれも<形式副詞>の一つと考えてよい。(注3)

かくて「として」は次の用例で明らかのように<形式副詞>の一つと見みなされよう。

- (1) しかし多国籍軍の参加については、憲法が禁じる「集団的自衛権」の行使に抵触する恐れがあるとして見送ったのである。(日・72)
- (2) また東京都東村山市教育委員会と同市中央公民館が共催する憲法記念行事でも、講演会の講師に予定している評論家の西部邁氏が改憲論者だとして一二の市民団体からクレームがついた。(日・73)
- (3) 元本田技研工業会長の杉浦英男氏は、<異なったカルチャーを持つ経済をどうやってコンプロマイズ(歩み寄り)させていくかという観点から日本経済を見なおしていく必要がある>(『文藝春秋』同年四月号「勝ちすぎ」は危ない)として同じ海外進出企業の経営者の立場から盛田氏を支持した。(日・123)
- (4) 日本は高度な科学技術で国際社会に貢献する必要があるとして、①地球環境問題の解決など地球と調和した人類の共存、②基礎研究の成果など人類共通の知的ストックを拡大する、③高齢化対策など、安心して豊かに暮らせる社会の構築の三点を基本方針として打ち出した。(日・147)
- (5) セクハラという概念は、一九八〇年、アメリカ連邦政府の雇用機会平等委員会が、性的いやがらせは公民法第七条によって禁止されている「性差別」にあたるとして、そのガイドラインを示したことから生まれた。(日・872)

用例(1)～(5)ではいずれも「として」は長い補文を伴うので、一種の<形式副詞>と認

められよう。注意すべきは、この種の「として」は論文やニュース記事に出るのがほとんどで、かなり独特なものであるという点である。

確かに、別な角度から見ると、これらの「として」は文中において偶に「とし」、「としており」、「とした上で」に置き換えられることから、「とする」から派生したものと考える方がよい。だが、現に「として」と一脈相通する「とすれば」が語用論的に常用されるので、見出し語の一つとして辞書に浸透しつつあるのも不思議ではない。例えば上述の『基礎日本語辞典』ないし『科学技術日本語案内』。このように語用論的な理由から、今まで語源的に派生語の一つと考えられていたものが市民権を得るのは極自然であろう。「のだから」は「『のだ』プラス『から』」、「ものだから」は「『ものだ』プラス『から』」、「とみえて」は「と見える」の派生語として従来の辞書には載っていなかったのがすべてだが、現在では教科書や文法書（注）などが取り扱うべき項目の一つとなってしまうのである。参考のために「とみえて」を扱う『日本語Ⅱ』（東京外国語大学附属日本語学校）を掲げておく。

- |  |
|--|
| ① 隣の部屋にだれかいるとみえて、話し声をする。<br>② 昨夜雨が降ったとみえて、庭がぬれている。<br>③ 彼はテレビをよくみるとみえて、タレントの名前をよく知っている。<br>④ 月末になると、みんなお金がないとみえて、安いものばかり食べている。<br>⑤ 足がよほど痛いともみえて、びっこをしている。<br>⑥ このごろは試験の準備で忙しいともみえて、さっぱり遊びに来ない。<br>⑦ 彼はよほどてんぷらが好きだとみえて、てんぷらばかり食べている。 |
|--|

つまり、「とみえて」は「と見える」から派生したものと考えるより、むしろ一種の〈形式副詞〉として扱ってよからう。当然のことながら、「として」は語用論的に常用されることを理由に、一つの〈形式副詞〉と、認めないわけでもない。特に〈形式副詞〉の機能を果たす「として」の用例はニュース記事に欠かせないものの一つと言っても言い過ぎではない。新聞に目を通すと、この種の「として」がいかにも多用されるかはすぐ分かるだろう。

#### 14.4 「として」の意味・用法

ところで、いわゆる「論文の書き方」の類書例えば『日本語の表現方法』（青山文彦・山本清隆著）では自分の意見と他人の意見とを区別するのに使われる主な表現には以下のものがあるとしている。

〔自分〕 ～と思う

～だろう

～はずだ

～に違い

〔他人〕 …は～と知っている

…は～と述べている

…は～としている

…によると～ということになる

…によると～ということだ

…によると～だそうだ

つまり、他人の意見を表現するには「…は～としている」が常套句の一つとして用いられるのである。さらに他人の意見を記号でくくって表現した上で、「としている」を付け加えることがよくある。

一方、語源的に「とする」から派生した「とすれば」の意味・用法については『日本語基礎辞典』では次のように説明している。

前の文で述べられた事柄をまちがいないことと仮定した場合生ずる、その事柄に對しての話手の判断や、その事柄の成立によって当然考えられる帰結を後の文で示す。「とする」の形でも使われる。

“もしそれが正しい場合には” “もしそうだとすれば” という、責任を前文にあずけてしまう態度である。したがって “前の文の内容がまちがっていた場合には、当然後の文の内容も成立しなくなるが” という含みを持つ。

これらの記述はかなり示唆的である。つまり、上述の「として」は意味・用法に関して

は「とする」ないし「とすれば」と一脈相通するものがあるものの、まったく一致するとは言えない。「として」の基本義は“根拠”の一語に尽きることにあろう。換言すれば、前の文では述べられた事柄を根拠に、主体（動作者）（注5）は後の文で自分なりの判断を下すのである。“引用”とやや違って、「として」補文に納まる“根拠”の事柄は当然のことながら、他人の意見のみならず、自分の意見を射程に入れるものと考えられる。次の用例を参照されたい。

- (6) 『正統派とは何か』を書いたG・k・チェスタンは民主的決定には過去の人間の投票があるとして過去との繋がりを重視する「死者の民主制」を説いた。（日・57）
- (7) 日産自動車がアメリカに輸出したジープ型のニドア多目的車を巡り、米国際貿易裁判が今春、日本側の主張を認めて乗用車に分類した判決について、米政府は十八日までに、判決不服だとして米連邦巡回控訴裁判所に控訴した。（読売タ 1993・10・19）
- (8) 過度の対中経済依存は危険だとして、中台貿易に対して抑制策をとってきた台湾当局が、経済発展のため積極に転じ始めた。（朝日1993・11・8）
- (9) 投票方式についても、二票制で少数政党が乱立すれば、政策決定を遅らせ政局の不安定化を招くとして、一票制を譲らない考えで、これらを主な論点として政治改革特別委で論戦を挑む構えだ。（産経1993・9・18）
- (10) この中の清水建設からの一千万円について時期、趣旨、わいろ性が固まったとして、特捜部はまず、これを秋の陣の第一弾に据えたとみられる。（産経1993・9・21）

用例(6)では「民主的決定には過去の人間の投票がある」は「G・K・チェスタン」、(7)では「判決不服だ」は「米政府」、(8)では「過度の対中経済依存は危険だ」は「台湾当局」、(9)では「投票方式についても、二票制で少数政党が乱立すれば、政策決定を遅らせ政局の不安定化を招く」は「政治改革特別委」、(10)では「この中の清水建設からの一千万円について時期、趣旨、わいろ性が固まった」は「特捜部」というようにいずれも、他人の意見ではなく、主体（動作者）自身の意見を“根拠”に、自分なりの判断を下したことが分かる。

第二に、この種の“根拠”が複数の場合は往々にして、「などとして」の表現がなされる。次の用例を参照されたい。

- (11) 景気低迷にあえぐ経済からは、課税の根拠が薄いなどとして、今年限りでの撤廃を求める声が強まっている。(読売1993・10・16)
- (12) 二十八日にまとまった「簡保資金の運用に関する研究」(簡保局長の私的諮問機関報告書も家賃は長い目でみると消費物価によりも上昇率が高く、安定した収入を確保できる不動産の価値も長期間ではインフレによる目減りが少なく、資産を保全する手段として、適当だなどとして、不動産運用を認めるように発言している。
- (13) 前仙台市長石井容疑者(67)や前茨城県知事、竹内藤男容疑者(75)へ鹿島が提供したわいろの原資は支店が下請け業者との取引を装うなどとして調達した裏金だったとされる。(日経1993・10・28)
- (14) 流通分野でも、日本での店舗開設はアメリカの倍の期間を要するなどとして、大規模小売店舗法の改善を求める。(読売夕 1993・10・23)
- (15) 自民党は国会の場で閣僚が個人としてとか、社会党としてとか、二重三重の人格を使い分けるのは国民をあざむくもので、見識だなどとして、今度も敢しく追及する構えを見せている。(読売1993・10・7)

複数の“根拠”に関しては用例(11)では「課税の根拠が薄い」、(12)では「家賃は長い目でみると消費物価によりも上昇率が高く、安定した収入を確保できる不動産の価値も長期間ではインフレによる目減りが少なく、資産を保全する手段として適当だ」、(13)では「支店が下請け業者との取引を装う」、(14)では「アメリカの倍の期間を要する」、(15)では「国会の場で閣僚が個人としてとか、社会党としてとか、二重三重の人格を使い分けるのは国民をあざむくもので、見識だ」というようにいずれも「などとして」を後続させることによって、表現がなされるのである。

第三に、“根拠”を明確にするために、「として」に前接する補文は往々にして引用記号「」でくくられることに注目されよう。(注8) 次の用例を参照されたい。

- (16) 電器事業連合会は六日、自民党へ広告費として一九九〇年度からの三年間に計

二十五億円支出し、形を変えた政治献金でないかとの疑念が出ていることについて「会社の誤解を招かないような配慮が必要だ」として、同党への広告費を減らすか、全廃することを正式に決めた。(朝日1993・10・7)

- (17) 公費助成を考える会は「公費助成額は地方議員や首長への配慮がない」として政治改革関連法案と政党助成法案のきり離しを主張する。(産経1993・10・29)
- (18) 斎藤次官は「核実験全面禁止の国際的機運に逆行する」として抗議するとともに、再度、核実験を行なわないよう求めた。(読売1993・10・7)
- (19) 夫人は「夫の裁判が始まる前に自分の発言が裁判にマイナスの影響を与えることになっては困る」として、報道機関の取材には一切応じていない。(読売1993・11・7)
- (20) 社会党も結局「派遣先の空港の状態が悪かったり、移送する在外邦人が少ないときに大型の政府専用機を使えるか、という問題があり、その際には輸送機を使う」として例外的に輸送機の使用を認めることになった。(朝日1993・11・2)

用例(16)では「社会の誤解を招かないよう配慮が必要だ」、(17)では「公費助成額は地方議員や首長への配慮がない」、(18)では「核実験全面禁止の国際的機運に逆行する」、(19)では「夫の裁判が始まる前に自分の発言が裁判にマイナスの影響を与えることになっては困る」、(20)では「派遣先の空港の状態が悪かったり、移送する在外邦人が少ないときに大型の政府専用機を使えるかという問題があり、その際には輸送機を使う」などの補文はいずれも引用記号「」でしめくられた上で、「として」を後続させるものであることに注意されたい。

第四に、引用記号でしめくられる補文が名詞述語あるいは名詞詞述語の場合、もう一歩進んで断定助動詞「だ」が省略されることはありうる。次の用例を参照されたい。

- (21) 現状の景気判断については、二十五日から二十七日まで開かれた支店長会議の報告を引用し「円高、冷夏が加わり企業の設備投資、個人消費は低迷している、回復兆し見られず展望は不透明」として、従来よりも停滞感が強まっているとの認識を示した。(読売1993・10・28)
- (22) しかし、少なくとも岩重寿喜男・三野優美・北沢清功・小森龍邦、秋葉忠利の五氏は「修正政府案は党大会決議違反」として反対票を投じるか、本会議を欠



庶すると見られる。(読売1993・10・21)

- (23) 一方、自民党は「これで問題の重大性を国民にアピールできる」と歓迎しながらも、「政権転落の意趣返しと見られては台無し」として、喚問ではソフトムードで追及する方針だ。(読売1993・10・21)
- (24) 最高裁は今年二月、米軍機の飛行は日米安保条約などに基づいて行われており、「国の支配の及ばない第三者(米軍)の行為の差し止めを請求するもので、主張は失当」として、飛行機差し止めの請求について門前払いの判断を示した。(日経1993・11・9)
- (25) 原子力潜水艦や砕氷船の冷却水や洗浄水といった液体廃棄物については「陸上で処理するのは困難」として海洋投棄を統合する考えを示している。(読売1993・10・18)

用例(21)では「円高、冷夏が加わり、企業の設備投資、個人消費は低迷している、回復兆しは見られず、展望は不透明」、(22)では「修正政府案は党大会決議違反」、(23)では「政権転落の意趣返しと見られては台無し」、(24)では「国の支配の及ばない第三者(米軍)の行為の差し止めを請求するもので、主張は失当」、(25)では「陸上で処理するのは困難」というようにいずれも断定助動詞「だ」をはしよった表現と考えてよからう。

第五に、引用記号でしめくくられる補文が述語だけの場合あるいは全体としての名詞化の場合は上述した表現の延長線にあるものと認められよう。次の用例を見られたい。

- (26) ベトナム当局者は表向き「今回の訪中は経済視察と協力強化を主張にしたもの」だとして、同問題を持ち出さない方針を示唆。(読売1993・10・27)
- (27) 国連はアイディド將軍こそが「援助物質の略奪者だ」として完全に「強盗」扱いした。(読売1993・10・27)
- (28) しかし、中国の活発な活動は周辺諸国を刺激しており、特にベトナムは、ベトナム近海での中国探査船の活動を「領海侵犯、主権侵害である」として、たびたび非難している。(読売1993・10・27)
- (29) 行政システムに関しては、縦割り行政の弊害を取り除くため、「二十一世紀を展望した大がかりな省庁体制のイメージ」として、対外関係省、国民生活省、産業省など六省を例示し、現在の中央省庁の再編の必要性を指摘している。(

読売1993・10・28)

- (30) 宮城市で開かれていた全国大会の席上テープの存在をやっと認めたものの「言論の自由の危機」とか「発言者が特定されるとプライバシーの侵害になる」などとしてテープの公開を拒否した。(読売1993・10・28)

用例(28)では「今回の訪中は経済視察と協力強化を主眼にしたものだ」は標準例だが、(27)では「援助物質の略奪者だ」、(28)では「領海侵犯、主権侵害である」は両者とも名詞述語だけである。(29)では「二十一世紀を展望した大がかりな省庁体制のイメージ」は形の上では名詞だけれども、名詞述語から派生した表現と認めてもよからう。もっとも見方を変えるとこれはもともと名詞に〈形式副詞〉ではなく、助詞「として」が付いたものだとして解釈しうる。意味的に両者に一線を画するのは難しかろう。(30)では「言論の自由の危機」は全体としての名詞化、「発言者が特定されるとプライバシーの侵害になる」は述語動詞というように両者とも〈形式副詞〉「として」を後続させるのは論をまたない。このようにもともと補文とあるべきところを、語用論的に一部が省略されて名詞に転じる可能性が大にあると思われる。

第六に、“根拠”を内容とする補文は上述したところを見ると、言表事態(注7)がすべてだが、言表態度を含めうるのは次の用例で分かる。

- (31) 旧同盟系からの初めての会長誕生への期待がかかる。芦田氏サイドは、「道理にかなった解決策を示してほしい」として、山岸統投を軸とした一本化調整に難色を示した。(読売1993・9・28)
- (32) 森氏はまた党内各派の会長らをそれぞれの事務室に訪ね、「拳党態勢で交渉に臨みたい」として、今後の与野党折衝への協力を求めた。(朝日1993・11・5)
- (33) また、今後、発表される経済指標についても「大変厳しいものが出てくるだろう」として、さらに景気が悪化するとの見通しを明らかにした。(毎日1993・9・8)
- (34) 私立大学の授業料は平均68万8千円で国立大学の1.7倍であることを挙げ、大蔵省はさらに格差を縮小するためとして、九五年入学者からはほぼ同様の値上げをしたいという。(読売1993・11・9)
- (35) 首相周辺は「首相が年内成立をあれほどはっきり言ったのだから」として、不

成立の場合には内閣総辞職もやむをえないことを漏らす但与党内は「そうなら国民の信を問うべきだ」など衆院解散論が強い。(読売1993・10・8)

- (36) これに対し、自民党側は「憲法九十九条(閣僚案の憲法擁護義務)違反ではないか」などとして、繰り返し追及している。(読売1993・10・8)

用例(31)では「道理にかなった解決策を示してほしい」、(32)では「挙党態勢で交渉に臨みたい」(33)では「大変厳しいものが出てくるだろう」、(34)では「さらに格差を縮小するため」(注8)、(35)では「首相が年内成立をあれほどはっきり言ったのだから」、(36)では「憲法九十九条(閣僚案の憲法擁護義務)違反ではないか」というようにいずれも言表態度を示す文末表現がなされるのである。

最後に“根拠”のよって立つ所をもう一つの“根拠”にあおぐのも不思議はない。もともこの種の“根拠”は一つの場合は「～ことから」、複数の場合は「～ことなどから」というように表現されるのが普通であろう。次の用例を見られたい。

- (37) この三千万の買付け資金について角川被告は元ミュージシャンが口頭で連絡してくる「現地映画界の状況や情報提供に対する報酬」と釈明しているが、元ミュージシャンと角川被告あるいは角川書店との間の国際電話などの通話録が皆無のうえ、報告書類などもないことから、同被告の釈明は突き崩せるとして、公判での立証に自信を見せている。(読売1993・9・29)
- (38) 細川首相が28日の衆院農水委、29日の参院農水委でそれぞれ、「コメ自給堅持の従来の方針を堅持する」と従来の方針を確認したことから、国会決議しても問題はないとして、社会党にも働きかけて提出に踏み切ったものだ。(読売1993・10・29)
- (39) 高速道路の建設事業費の約九割は財政投融資までまかなわれることから、大蔵省が「借金だけで建設するようなものだ」として難色を示した。(産経1993・10・28)
- (40) 海外投資コンサルタント会社「ジャシージャパン」(東京都港区)が、オーストラリア国債などへの投資名目で約三百人から約七十億円を集めた出資法違反事件で、警視庁生活経済課は十七日までに、国債購入の事実がないことなどから、詐欺罪に該当する疑いが強いとして、近く同社の宮島信勝社長(男)ら数人

に対し詐欺容疑で強制検査に乗り出す方針を固めた。(産経1993・9・18)

用例(37)・(38)・(39)では同じ「～ことから」、(40)では「～ことなどから」というようにいずれも「として」の補文を後続させるので、形の上で両立しうる“根拠”を示すのである。もっとも、日本語の文構造から見ると、前者の“根拠”は後者の“根拠”に含まれるものと認められる。

#### 14.5 まとめ

本章ではまず国語辞書あるいは専門書に見る「として」に関する記述に始まり、次に結合箇文法のいわゆる〈形式副詞〉つまり文中において自立しておらず、決まって補文に前接する副詞の定義に則って、日頃、集めてきた具体的用例を通して、〈形式副詞〉「として」の基本義は“根拠”にあるということを立証してきた。文中における「として」は偶に「とし」「としており」「とした上」に置き換えられるので、語源的には「とする」から派生したものと考えてよいものの、語用論的に特に論文やニュース記事においては「として」の使用は一辺倒であるだけに、むしろ「とみえて」「のだから」「ものだから」と同様、独立した見出し語の一つと認める方がよからう。

注：

- (注1) 〈名詞組〉は名詞に助詞が付いたものと定義した。もっとも小泉(1993)では〈名詞組〉に相当する概念を「上位名詞」と名付けた。
- (注2) 詳しくは第11章を参照されたい。
- (注3) 〈形式副詞〉という概念を文構造に導入すると、文の特質を一層はっきりとつかむことができる。
- (注4) 『基礎日本語文法—改訂版』では「のだから」「ものだから」は両者とも全体として接続助詞の一つと見なされている。
- (注5) 実際、動作者ではない状態者も含まれる。勿論、状態者は所有者や経験者などを一括して称したものである。
- (注6) なお、「として」を後続させる補文は引用記号ではなく、直線記号「—」で終わる場合もある。例えば「この結果、本社の利益は増えるが、米国産の利益がその分、不当に圧縮され、四年間に米国内で申告納税されるはずの所得八億五千万ドルが申告されなかった—として追徴請求した」。
- (注7) 言表事態と言表態度との用語はもっぱら仁田義雄(1992)による。
- (注8) もっとも「として」は省略されても文意にあまり影響を与えてはいないものの、「根拠」を強めて言う場合はこの表現なしでは不都合であろう。